

お客さま各位

令和2年5月22日
諏訪瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するガス料金等の特例措置について（第二報）

平素より諏訪ガスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた当社のガスならびに電気のご契約をいただいているお客さまに対する特例措置を実施いたします。

この度の影響の深刻化・長期化を受け、経済産業省より料金の支払猶予について更なる拡大措置の要請をされたことから、令和2年5月21日付で特例措置対象を追加し、ガス料金及び電気料金に係る対応を以下のようにいたします。赤字で記載している箇所が今回追加された内容となります。

〔特例措置の内容〕

「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付*を受けた当社のガスをご利用のお客さまに対する特例措置として、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分、**5月検針分、6月検針分、7月検針分**のガス料金等の早収期限日（30日）を対象となるお客さまの申し出により1ヶ月延長します。また、当社と電気のご契約をいただいているお客さまの電気料金につきましては支払期限日を1ヶ月延長いたします。

〔対象となるお客さま〕

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付事業の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けた方
(生活福祉資金貸付制度適用の認定書を確認させていただきます。)

〔受付開始日〕

令和2年3月25日（水）

*各都道府県社会福祉協議会が低所得世帯等に対して実施している生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度。（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施。）